

第 3 問 答 案 用 紙 < 1 >
(会 計 学)

問題 1

問 1

① 所有権移転ファイナンス・リース	② 長期前受収益	③ 未払利息
④ 39,095 千円	⑤ 5,095 千円	⑥ 長期前受収益償却
⑦ リース投資資産	⑧ 43,000 千円	⑨ 7,624 千円

問 2

所有権移転ファイナンス・リースと資産の割賦売買取引は、借手(買手)が資産の使用に伴う経済的利益のすべてを享受するとともに、すべてのコストを負担する点、資産の対価を分割して後払いすることから経済的実態として資金調達を伴っている点、最終的に資産の所有権が借手(買手)に移転する点で類似する。

第 3 問 答 案 用 紙 < 2 >
(会 計 学)

問題 2

問 1

①	16,990	②	10,000	③	3,000
④	238,300	⑤	2,740	⑥	500
⑦	448,500	⑧	5,500	⑨	500

問 2

企業結合が逆取得となる場合、消滅会社である取得企業の持分は継続しており、取得企業の資産・負債への投資も継続していることから、存続企業の個別貸借対照表上、合併直前の適正な帳簿価額で引き継がれる。

第4問答案用紙<1>
(会計学)

問題1

問1

自己株式を取得したのみでは発行済株式総数が減少せず、取得後の処分もあり得る点に着目し、自己株式の保有は処分又は消却までの暫定的状態と考えているためである。

問2

a (b)

理由： 自己株式取得の対価として他の種類の自己株式をこうする取引の実態は、純資産の部の株主資本内の移動であって、新たな払込の事実もないことから、払込資本を増加させる必要はないという考え方を基礎とする。

問3

a b (c)

理由： 現行制度上、自己株式の取得は株主への会社財産の払い戻しであり、資本の控除としての性格を有すると考えている。従って、自己株式の取得は資産の取得ではないため、取得資産を時価評価する必要性は認められない。また、自己株式の無償取得では株主間の富の移転が生じているのみであり、株主資本の変動は認識されない。

問題2

問1

a： 一時差異等が発生した期において、法人税等の期間配分により、損益計算書上、法人税等と法人税等控除前の当期純利益との対応関係を図ることを目的とする。

b： 一時差異等が解消する期における法人税等の支払額への影響を、貸借対照表上、繰延税金資産または繰延税金負債として表示することを目的とする。

問2

a (b)

理由： 繰延税金資産は一時差異等の解消期における法人税等支払額の減少額を意味することから、報告主体が支配している経済的資源である資産の定義に合致する。この考え方によれば、税率の変更は法人税等支払額の変動をもたらすことから、過年度に計上された繰延税金資産は新たな税率に基づき再計算する必要がある。

問3

a (b)

理由： 将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金は、繰越期間に生じた課税所得との相殺により法人税等支払額を減額する効果を有する。このため、繰越欠損金を税効果会計の対象とすることは、将来の法人税等支払額への影響を表示することを目的とするbの考え方に整合する。

第4 問 答 案 用 紙<2> (会 計 学)

問題 3

問 1

ヘッジ開始から有効性時点判定までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額の比率が概ね80%から125%の範囲内にあれば、ヘッジの有効性が認められる。

問 2

原則的な会計処理では、外貨建長期金銭債権の期末換算差額と為替予約の時価評価差額が各期の年度利益に計上される。一方、振当処理では、直々差額の全額が為替予約を行った期の年度利益に含まれ、直先差額は為替予約時から決済時までの期間の年度利益に計上されるという相違が生じる。

問 3

直先差額は、通貨間の金利差を要因として生じることから、金利の調整額して時の経過に応じて損益認識されるべきものである。この点において、時の経過に応じて損益認識すべき項目について、当期に属さない額を繰延処理する「経過勘定の会計処理」と直先差額を期間配分する振当処理は整合的であり、現行の会計基準において認められている。

問題 4

問 1

数理計算上の差異の費用処理年数を「平均残存勤務期間の一定の年数」とした場合、リストラックチャリングによる従業員の大量退職などにより平均残存勤務期間の再検討を行った結果、平均残存勤務期間が費用処理年数を下回ったこと原因とする費用処理期間の短縮のように、会計事実の変更に伴う場合は会計上の見積りの変更となる。一方、これ以外の合理的理由による費用処理年数の変更は会計方針の変更となる。

問 2

長期国債等の利回りの低下による基礎率の変更は、平均残存勤務期間に影響を与える会計事実の発生には該当しないため、会計上の見積りの変更を理由とする数理計算上の差異の費用処理年数の変更は認められない。また、長期国債等の利回りの低下という単に経済環境の変化は、数理計算上の差異の費用処理年数という会計方針を変更する合理的理由と認められない。従って、基礎率の変更を理由とした数理計算上の差異の費用処理年数の変更はできないと考える。

第 5 問 答 案 用 紙 < 1 >
(会 計 学)

問題 1

a	その他の包括利益	b	組替調整	c	51
d	70.2	e	資本剰余金	f	減算
g	売却				

問題 2

(単位：千円)

①	15,300	②	2,368	③	39,224
④	6,000	⑤	7,544		

問題 3

貸方金額には、() を付すこと

(単位：千円)

ア	36,000	イ	34,600	ウ	15,230
エ	72,000	オ	15,280	カ	(47,800)
キ	(50,000)	ク	(58,533)	ケ	(280,000)
コ	140,100	サ	109,200	シ	296
ス	(7,200)	セ	(4,350)	ソ	(6,000)
タ	(10,410)	チ	500	ツ	3,420
テ	(21,861)	ト	(23,309)	ナ	(1,352)
ニ	(456)	ヌ	305	ネ	4,000
ノ	1,641	ハ	(27,643)		

第 5 問 答 案 用 紙 < 2 >
(会 計 学)

問題 4

① P社は、持分法適用会社であったT社の株式を段階取得し、子会社としているため、連結上のT社株式は、企業結合日の時価をもって算定することになる。このため、持分法による評価額との差額は、「段階取得に係る差益」として、特別利益に計上されることになり、当期純利益の一時的な変動原因となる。

② S社がした20X4年度における投資有価証券の売却によって、6,000千円の特別利益が計上されているため、当期純利益が一時的に増加する。その一方で、税効果控除後の金額が組替調整額となり、その他の包括利益を減少させるため、一時的な変動原因となる。

問題 5

問 1

子会社の判定は支配力基準に基づく。具体的には、T社株式の45%を所有していることに加え、①P社と緊密な関係にある者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めているか、②T社の取締役会等の意思決定機関の構成員、③重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在するか、④T社に対する融資等の状況、⑤その他T社の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在するか、を考慮して子会社に該当するか否かを判定する。

問 2

仮にT社が20X2年度期末時点においてP社の子会社と判定されていたなら、20X4年度期末のT社株式の取得は段階取得ではなく子会社株式の追加取得となる。従って、支配関係が継続している中での持分変動となるため、段階取得の差損益、及びのれんを計上する処理ではなく、資本剰余金として処理する点が異なる。